

ID: 172

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例 第13条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第67号
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第13条 既に納められた使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰することができないと市長が認める理由により有料施設の利用をすることができなくなったとき。 (2) 利用者から規則で定める期日までに有料施設の利用の中止又は利用の内容の変更の申出があり、市長がこれを承認したとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文及びエコプラザ西東京条例施行規則第13条の規定による。 (使用料の還付等) 第13条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付する基準及び還付する額は、次に定めるところによる。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により有料施設の利用をすることができなくなったと市長が認めるとき。 全額 (2) 有料施設の利用の日の7日前(7日前が施設の休館日に当たるときは、直前の開館日)までに有料施設の利用の取消しの申請があり、市長がこれを承認したとき。 全額 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。 必要と認める額 2 市長は、利用者が第11条の規定により有料施設の利用の承認の内容を変更することを承認した場合で、変更前に納付された使用料と変更後の使用料に差が生じたときは、その差額を納付させ、又は還付するものとする。 3 市長は、利用者が使用料を納付した後に、前条に規定する使用料の減額又は免除を承認した場合において、減額又は免除の前の使用料と減額又は免除の後の使用料に差が生じたときは、その差額を還付するものとする。 4 使用料の還付を受けようとする利用者は、エコプラザ西東京使用料減免・還付申請書に利用承認書又は市長が必要とする書類を添えて、市長に申請しなければならない。 5 市長は、前項の申請により、有料施設に係る使用料を還付することについて承認をしたときは、エコプラザ西東京使用料減免・還付承認書を交付するものとする。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日